



# キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2016年6月5日号  
[2016] 002

## 近時の労働関連法の改正から(その1)



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

本年1月、1951年工場法（「工場法」）、1951年店舗及び商業施設法、1936年賃金支払法といった主要な労働関連法のいくつかが改正又は新法成立を通じて実質的に改正されました（工場法は改正、その他の2法については新法の制定・旧法の廃止による実質的改正）。現地で営業中の方々には既にご存知の事項も多いかと思いますが、今回は2号にわたり主要な改正事項等を整理します。

### 1 工場法

工場法では、工場における労働者の労働条件（労働時間、労働日数、時間外労働）、工場の安全衛生及び労働環境に関する規定等が定められています。本年1月に公布・施行された1951年工場法改正法（「工場法改正法」）による主な改正事項は、(1)工場法の適用範囲を画する「工場」の定義の変更、及び(2)就業可能年齢の引き上げです。

#### (1) 「工場」の定義

工場法では、工場法が適用されることになる「工場」について、以下のとおり、製造過程が動力によって稼動するものか否かにより、異なる労働者の最低人数を定めています。

ア 10人以上が現在勤務し、若しくは、過去12ヶ月以内のいずれかの日に10人以上が勤務していたことがあり、かつ、その中において動力により製造工程が稼動しており、若しくは、通常稼動している区域を含む建物

イ 20人以上が現在勤務し、若しくは、過去12か月以内のいずれかの日に20人以上が勤務していたことがあり、かつ、その中において動力によらずに製造工程が稼動しており、若しくは、通常稼動している区域を含む建物

今回の工場法改正法により、製造過程が動力による場合（上記ア）、よらない場合（上記イ）の双方につき労働者の最低人数が半減され、それぞれ5名及び10名に引き下げられました。したがって、従前は勤務人数が10人に満たないため工場法の適用を受けなかった作業場であっても、機械を使用する作業場で5人以上の稼動が常態であれば、工場法の適用を受けることになります（工場法の適用対象の拡大）。

## (2) 就労年齢の引き上げ

工場法では、満18歳未満の年少者を雇用しようとする場合、当該年少者の健康診断書（2012年社会福祉法に基づく社会保険を所轄する社会福祉委員会の発行）を所轄官庁に提出し、雇用に関する許可証を取得することが必要です。労働者の年齢により年少者を「児童」と「青年」に分類し、労働条件についてそれぞれ異なる制限を定めています。各年齢層による制限と改正による変更を表にまとめると、以下のとおりとなります。

		改正前	改正後
「児童」	①勤務時間は、1日当たり4時間を越えない ②休憩を含めて5時間を越えない2シフトに限定 ③18:00から6:00の間の勤務は禁止	満13歳以上 満15歳未満	満14歳以上 満16歳未満
「青年」	①健康診断書において成人同様の勤務が可能である旨の医師の診断が示されている場合→満18歳以上の労働者と同条件での勤務が可能 ②成人同様の勤務可能との記載がない場合→児童と同条件	満15歳以上 満18歳未満	満16歳以上 満18歳未満
「成人」	①原則として、1週間で44時間以内、1日で8時間以内 ②5時間超の連続した労働時間は不可。5時間を超える前に30分以上休憩しなければならない。 ③労働時間は、休憩時間を含めて、1日に10時間を超えてはならない。	満18歳以上	

上記に加え、年少者については、健康への悪影響がある業務、危険業務等に從事させてはならず、十分な教育を受けられるよう配慮すべき等の雇用主の義務が定められています。この点については、改正前後で変更はありません。（次号に続く）

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司**

No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar

E-mail : [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm) / [toyama@cast-law.com](mailto:toyama@cast-law.com)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

**【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス** <http://www.cast-group.biz/>

ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 香港 ホーチミン